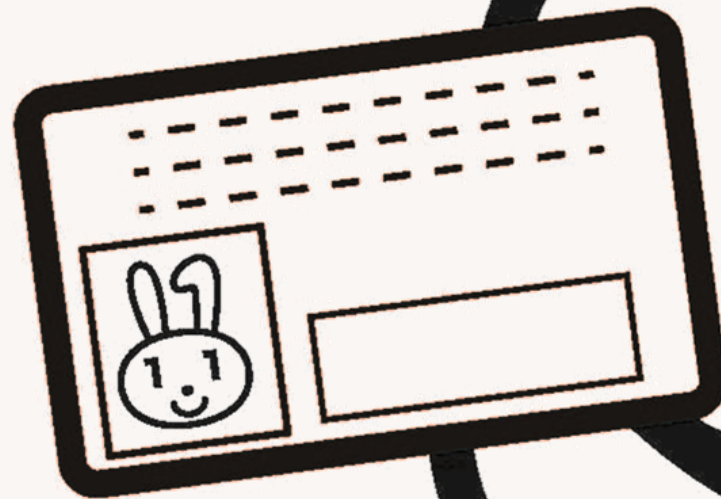


令和7年12月2日以降の 保険証廃止に伴う 対応について



令和7年12月 横河電機健康保険組合

現時点で国から示されている方針等に基づき作成しております。今後、国から示される省令、通知等により内容に変更が生じる場合があります。

マイナ保険証をご利用ください

令和6年(2024年)12月2日に健康保険証は廃止となり、健康保険証の新規発行は終了となりました。すでにマイナ保険証による医療機関等の受診を基本とした仕組みに移行しています。



どんないいことがあるの？

本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有できる！



マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できる！



マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、確定申告の医療費控除がよりカンタンに！



限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払が免除される！



就職・転職・引越をしても健康保険証としてずっと使える！医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐付くことはありません。

マイナ保険証：マイナンバーカードに保険証の利用登録をしたものです。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、以下の3つのステップが必要です。

STEP1.マイナンバーカードを申請・作成する

STEP2.マイナンバーカードの健康保険証利用を申請・登録する

STEP3.医療機関・薬局でマイナンバーカードを用いて受付をする

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法

- ① オンラインで申請する
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便で申請する
- ③ まちなかの
証明写真機から申請する



<マイナンバーカード総合サイト>



STEP2.

マイナンバーカードを 健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



<マイナポータル>



STEP3.

医療機関・薬局で マイナンバーカードを用いて受付

■受付方法

- ① 顔認証つきカードリーダーにマ
イナンバーカードを置く
- ② 本人認証を行う
(顔認証・暗証番号)
- ③ 各種情報提供の同意選択をする



マイナ保険証で医療機関を受診する方法

1

読み取り

マイナンバーカードをカードリーダーに入れてください

※カードリーダーには複数の種類があります



2

本人確認

顔認証または暗証番号のどちらかを選んでください

顔認証の場合

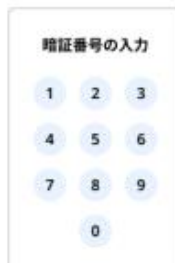
画面の枠に顔が収まるようにすると自動的に撮影されます。



または

暗証番号の場合

カード申請時に設定した4桁の暗証番号を入力します。



3

同意取得

医師・薬剤師に提供する情報を選んでください

①過去の診療/薬剤情報

過去の診療、処方された薬の情報を医師・薬剤師に提供します。

お薬情報に関する
情報提供の同意に
ついて

②特定健診情報

メタボ健診（40～74歳）や高齢者健診（75歳以上）の結果を提供します。

40歳以上対象
特定健診情報の提供
について

4

受付完了

受付が完了します。カードをカードリーダーからお取りください

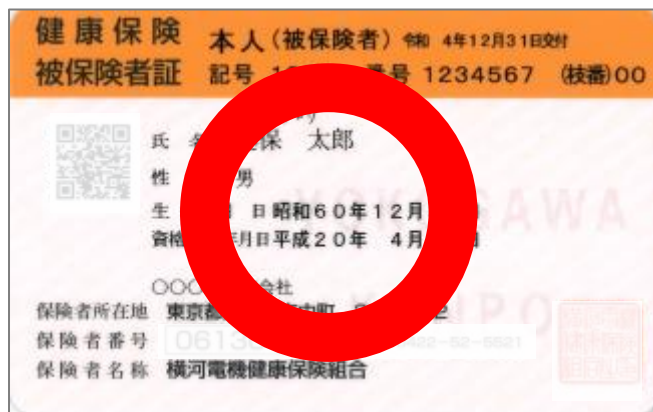
高額療養費制度 をご利用される方は、カードを取らずに限度額情報を「提供する」を押してください。窓口で限度額以上の支払いが不要になります。

限度額情報を
提供しますか

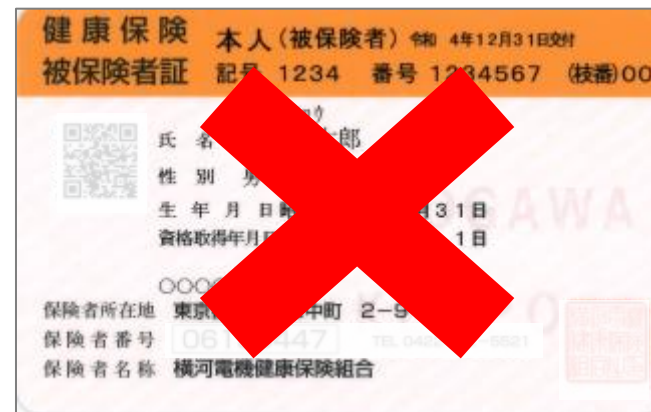
従来の健康保険証(カード)の取り扱い

健康保険証(カード)は、令和7年(2025年)12月2日以降、使用できません。

令和7年(2025年)12月1日までは使用可



令和7年(2025年)12月2日以降は使用不可



健康保険証(カード)の回収はいたしません。ご自身で破棄してください。

「資格確認書」について①

マイナ保険証による資格確認ができない場合の代替措置として、「資格確認書」を交付します。
なお、マイナ保険証を所持している方には交付いたしません。(⑤を除く)

<交付対象者>

- ①マイナンバーカードを作っていない方
- ②マイナンバーカードを持っているが、健康保険証利用登録を行っていない方
- ③マイナンバーカードの新規手続き中、もしくは有効期限が切れてから3ヶ月(※)経過し再交付の手続き中の方
- ④マイナンバーカードを紛失・き損した方
- ⑤施設や介助者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要がある方



<交付方法>

- 交付を希望する方は**必ず申請書による申請が必要です。自動的には交付されません。**
- 申請書は当健保組合ホームページ > 申請書一覧 > No.22 「資格確認書交付申請書」にあります。

※3ヶ月とは有効期限満了日が属する月の末日からの3ヶ月間です。有効期限から3ヶ月以内の場合はマイナ保険証として医療機関等を受診できるため、資格確認書は交付いたしません。

「資格確認書」について②

<仕様>

- **A4サイズの紙**(複製防止用紙)となります。コピーを使用することはできません。(次頁参照)
- **6ヶ月未満の有効期限が必ず設定されます。**(ただし、前頁の交付対象者⑤に限り1年未満となります)

有効期限は、毎年6月1日と12月1日となります。

(例)令和7年12月20日発行 有効期限:令和8年 6月1日

令和8年 4月23日発行 有効期限:令和8年 6月1日

令和8年 7月25日発行 有効期限:令和8年12月1日

<取り扱い>

- 有効期限内の資格確認書は、**退職や扶養削除等で資格がなくなった場合は、会社へ返却していただく必要があります。**
- 有効期限を満了してもなお資格確認書が必要な場合は、申請が必要となります。

<再交付手数料>

- 滅失やき損による再交付の場合、**手数料として1,000円徴収**いたします。

おもて面

健康保険資格確認書

本人（被保険者）

令和 7年12月 2日 交付

記号	1234	番号	1234567 (枝番) 00
氏名	ケホ タロウ 健保 太郎		
性別	男		
生年月日	平成 2年 1月 1日		
資格取得年月日	令和 2年11月 1日		
有効期限	令和 8年 6月 1日		
保険者番号			
保険者名称	横河電機健康保険組合 印		
保険者所在地	東京都武蔵野市中町2-9-32 0422(52)5521		

SAMPLE

うら面

住所

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。
記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

- 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
 - 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
 - 私は、臓器を提供しません。
- 《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》
【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】

〔特記欄：
〕

署名年月日： 年 月 日

本人署名（自筆）： 家族署名（自筆）：

SAMPLE

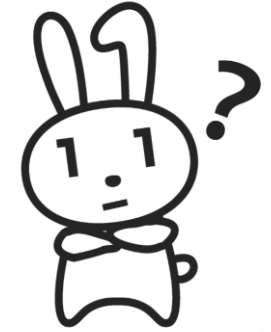
お問い合わせ

●マイナンバーに関するお問い合わせ

(国)マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

- ・「マイナンバーカード」、「電子証明書」、「個人番号通知書」、「通知カード」等、マイナンバー制度に関する一般的なお問い合わせ
- ・「マイナンバーカード」及び「電子証明書」を搭載したスマートフォンの紛失・盗難などによる一時利用停止
- ・マイナポータル及びスマホ用電子証明書に関するお問い合わせ

※詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご確認ください。<https://www.kojinbango-card.go.jp/contact/tel/>



●「マイナ保険証」「資格確認書」に関するお問い合わせ

横河電機健康保険組合 0422-52-5521